

議案第 36 号

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を、
次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、188,000人」を「、181,000人」に改め、同条第4項中「、63,000立方メートル」を「、62,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

給水区域拡張に関する宇治市水道事業の届出に伴い、所要の改正を行うものであります。